

# 旭川水系河川整備計画(原案) 【国管理区間】に関する意見集約結果について

平成24年12月21日

国土交通省 中国地方整備局

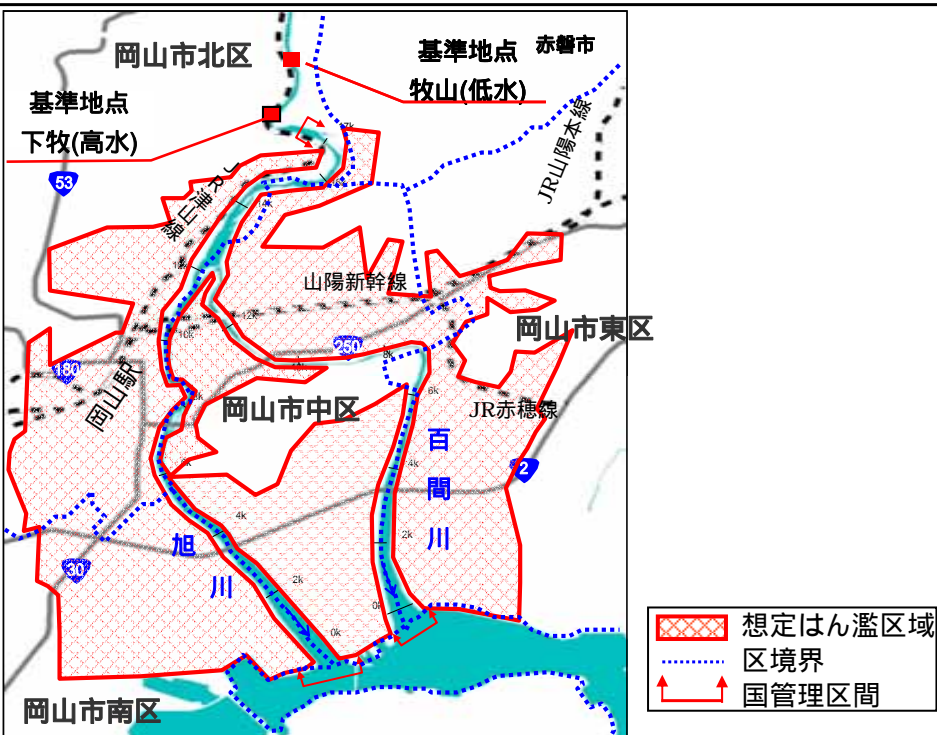
# 1. 意見聴取方法

## 【意見聴取方法一覧】

意見聴取方法	概要	配布部数等	意見募集期間等
新聞折込アンケート(添付ハガキによる意見送付)	国管理区間の想定はん濫区域を含む岡山市北区・東区・中区・南区に居住する住民を対象に、原案概要およびアンケート用紙を配布	約17万部	・平成24年6月3日(日)配布 ・平成24年6月4日(月)～平成24年7月9日(月)まで募集
河川整備計画(原案)の縦覧による意見聴取	国土交通省、岡山県、岡山市の関係部署に閲覧場所を設置	閲覧場所10箇所	・平成24年6月4日(月)～平成24年7月9日(月)まで募集
説明会(地域と共に明日の旭川を考える会)の開催・意見聴取	岡山市内にて原案説明会を開催	12箇所	
事務所HPによる原案の掲載	事務所HPにて原案を公表し、メール・FAX・郵送による意見を受付	-	

### 新聞折込アンケート配布区域

アンケート配布区域は下図に示した国管理区間の想定はん濫区域を含む岡山市北区・東区・中区・南区に居住する住民とした。



### 河川整備計画(原案)【国管理区間】閲覧場所

国土交通省、岡山県、岡山市の関係部署を対象に閲覧場所を設置。

国土交通省	岡山河川事務所
	旭川出張所
	百間川出張所

岡山県	岡山県庁 土木部河川課
	備前県民局 建設部建設企画課

岡山市	岡山市役所 都市整備局都市企画総務課
	北区役所 総務地域振興課
	中区役所 総務地域振興課
	東区役所 総務地域振興課
	南区役所 総務地域振興課

## 2. 意見収集状況

### 【説明会の開催と参加者数】

説明会(「地域と共に明日の旭川を考える会」)を岡山市内12箇所で開催。延べ166人の方々の参加があった。

#### 説明会参加者数

会場	参加者数(人)
北区(5会場)	35
中区(5会場)	108
南区(1会場)	10
東区(1会場)	13
合計	166



岡山ふれあいセンター会場(中区)



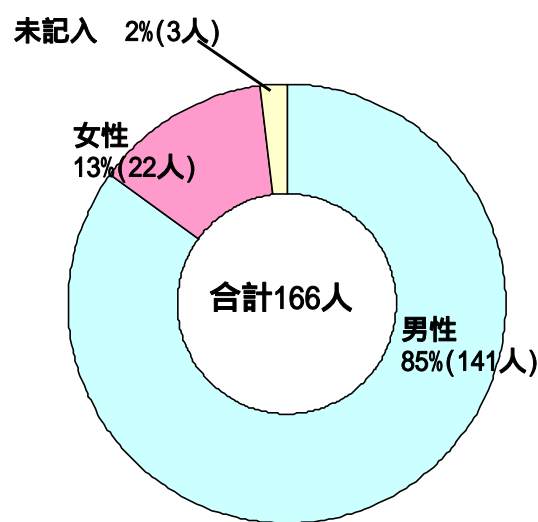
岡輝公民館会場(北区)

#### 説明会参加者の属性

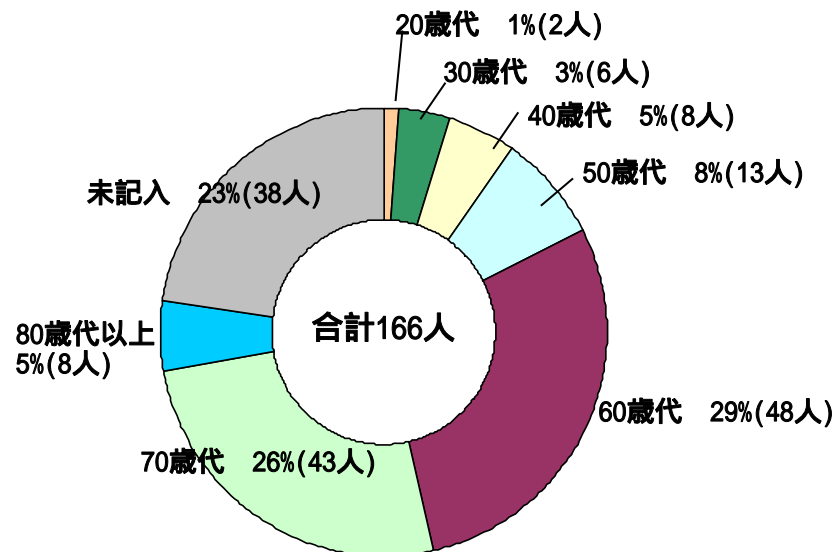
男女比率：男性85%、女性13%である。

年齢比率：60歳代～70歳代の割合が最も多く、全体の55%を占める。

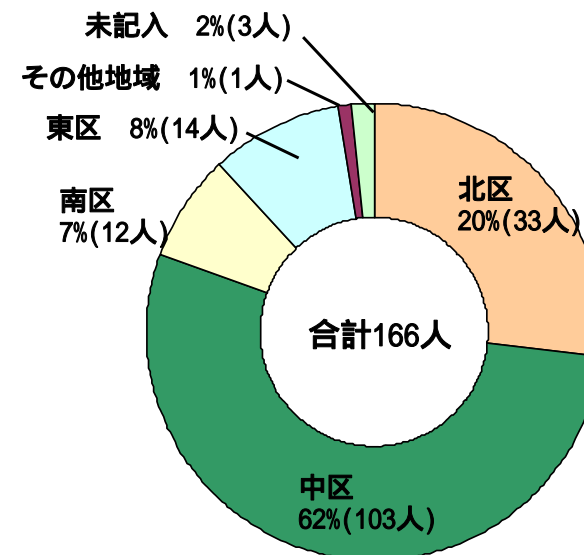
説明会へ参加した住民の居住地比率は、中区が62%、次いで北区が20%を占める。



男女比



年齢構成



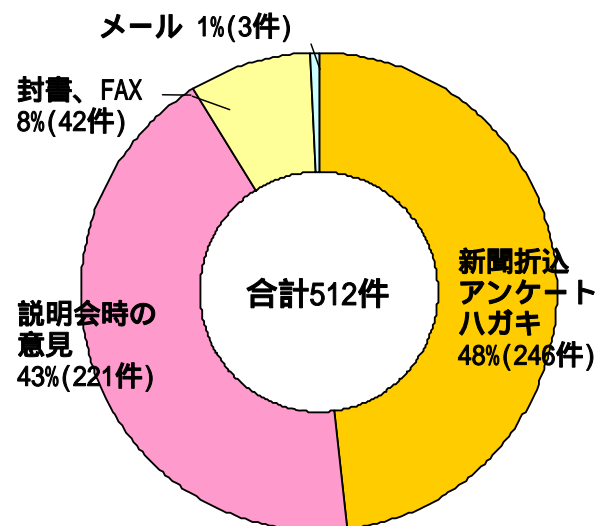
居住地比率

## 2. 意見収集状況

### 意見数等

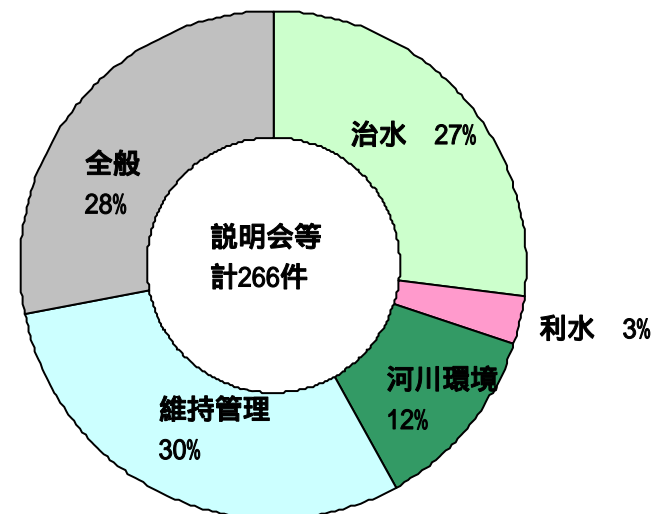
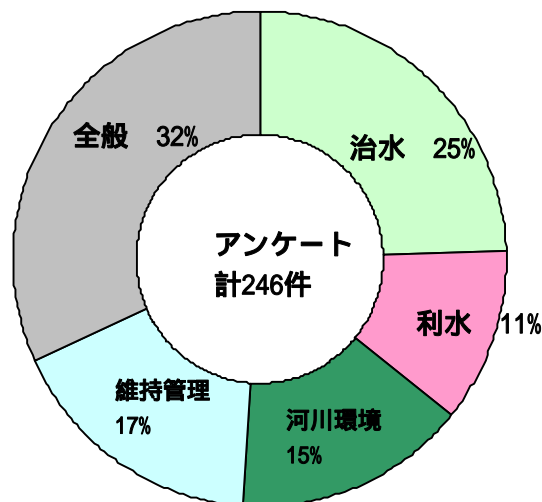
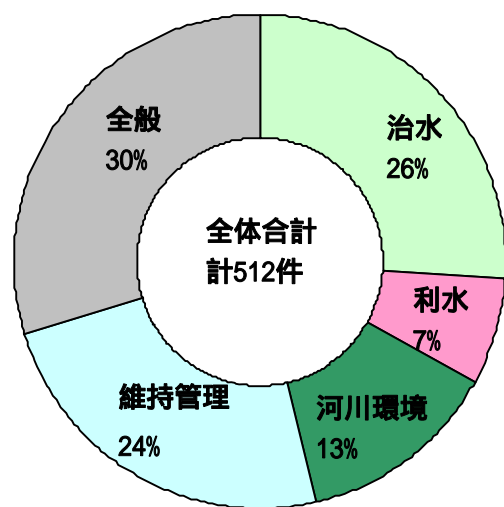
意見総数は512件である。  
新聞折込アンケートハガキが246件(48%)、説明会時の意見が221件(43%)、封書・FAXが42件(8%)、メールが3件(1%)である。

意見聴取方法	意見数
新聞折込アンケートハガキ	246件
説明会時の意見	221件
封書、FAX	42件
メール	3件
合計	512件



### 意見分類

意見を治水、利水、河川環境、維持管理、全般に分類した場合、意見全体合計では全般が30%、治水が26%、維持管理が24%、河川環境が13%、利水が7%の順となっている。  
アンケートでは、全般が32%、治水が25%を占め、維持管理17%、河川環境15%、利水11%の順となっている。  
説明会等（説明会、封書・FAX、メール）では、維持管理が30%、全般が28%、治水が27%を占め、河川環境12%、利水3%の順となっている。



### 3.意見区分

治水、利水、河川環境、維持管理、全般に分類した意見内容をもとに、治水は7区分、利水は2区分、河川環境は5区分、維持管理は6区分、全般は4区分に分類する。各区分の表題一覧を整理する。

治水の区分	表 題
治水 - 1	治水事業の考え方、整備目標
治水 - 2	旭川の整備
治水 - 3	高潮事業
治水 - 4	内水対策
治水 - 5	百間川の整備
治水 - 6	津波・耐震対策
治水 - 7	既存施設の活用

利水の区分	表 題
利水 - 1	適正な水利用、正常流量の確保
利水 - 2	新たな水利用・水資源開発施設

河川環境の区分	表 題
環境 - 1	河川環境の目標設定
環境 - 2	自然環境の保全
環境 - 3	水質保全
環境 - 4	河川空間の整備
環境 - 5	歴史・風土の保全

維持管理の区分	表 題
維持管理 - 1	河川管理施設の維持管理
維持管理 - 2	河道内樹木管理、流下断面の確保
維持管理 - 3	不法係留、不法投棄、不法占用
維持管理 - 4	河川巡視、河川美化活動、占用許可
維持管理 - 5	情報の共有化、連携と協働
維持管理 - 6	水防対策、危機管理

全般の区分	表 題
全般 - 1	関係機関との連携
全般 - 2	広報・意見聴取
全般 - 3	気候変動、土地利用の変化
全般 - 4	その他、新たな施策の提案

#### 4. 整備計画（原案）に関する意見概要（治水）

区分	意見	回答		
		資料2-2	資料2-3	
治水 - 1	浸水被害が発生する区域がある。浸水被害を防止し、安全・安心な生活を確保して欲しい。(5件)	P1 意見1)～3)	旭川水系河川整備計画【国管理区間】（以下「本計画」という）においては、長期的な治水目標である旭川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という）に定めた目標の達成に向け、本計画の整備期間内で段階的な河川整備を進めます。本計画に定める整備の実施により、戦後最大規模の洪水である昭和47年7月洪水が再び発生しても、浸水被害の防止または軽減が図られます。	整備計画(原案) P2、P50、P51
治水事業 の考え方、 整備目標	県内の洪水被害は全国的にも上位であり、1～2日の雨で旭川が氾濫しそうになった状況を見て不安である。早急な整備を望む。(2件)			
	治水優先の整備をお願いしたい。(1件)			
	自然のよさを残しながら整備して欲しい。災害はいつ起こるかわからないため、早急に対策して欲しい。(2件)	P1 意見4)	治水事業の実施にあたっては、本計画の3つの基本理念の1つである「水と緑のふれあい、歴史・文化と調和した景観や自然環境を保全する」を踏まえ、現在の良好な環境に配慮しながら河川整備を実施します。	整備計画(原案) P2、P66、P67
	砂川の流量等、県の計画を考慮したものとなっているのか。(1件)	P1 意見5)	砂川等の支川に関する県の計画と整合を図った計画としています。	
治水 - 2	出石町や京橋周辺の堤防が低い。そのため、出石地区では昨年の洪水で堤防高ぎりぎりまで水位が上昇した。堤防整備については市にも要望書を提出している。河川整備計画における出石地区の堤防整備のスケジュールや整備条件等を教えて欲しい。(8件)	P2 意見2)	出石地区では、一部区間で堤防未整備箇所（無堤箇所）があるため、本計画では整備箇所として位置づけています。整備にあたっては、堤防沿いに計画されている都市計画道路の整備との調整を図り、河川整備を進めます。	整備計画(原案) P59
旭川の 整備	旭川中流地区は土砂が堆積し、樹木が多い。河道掘削や樹木伐採を行って欲しい。(7件)	P2～3 意見4)	国管理区間上流端～百間川分流部（以下「旭川中流地区」という）では、取水堰上流の土砂堆積、樹木繁茂が進み、河積が不足しています。また、百間川への分流量の影響も考えられますので、本計画においては、土砂堆積、樹木繁茂による水位上昇を抑制するために、河道掘削と樹木伐開を行います。	整備計画(原案) P60

青字は河川整備計画（現案）に記載済みの意見、赤字は河川整備計画（案）へ反映した意見

#### 4. 整備計画（原案）に関する意見概要（治水）

区分	意見	回答		
		資料2-2	資料2-3	
治水 - 3 高潮事業	<p>昨年の大震災の教訓から高潮対策の早期実施が必要。(2件)</p> <p>高潮により海水が用水に流れ込み溢れるため、高潮堤防の整備を早急に実施して欲しい。(1件)</p> <p>河口部は地盤沈下や堤防の老朽化が目立つため、高潮洪水の危険が高まっている。対策を急いで欲しい。(1件)</p>	P3 意見1) ~ 3)	<p>本計画では、計画高潮堤防高、堤防断面の不足している旭川河口から両岸約2km区間について、高潮堤防の整備と耐震対策を実施します。これにより、平成16年8月台風16号による高潮が発生しても、国管理区間からの浸水の防止が図れるようになります。</p>	整備計画(原案) P51、P59
治水 - 4 内水対策	<p>用水路から溢れた水で浸水が発生する。用水はん濫の改善をお願いしたい。(3件)</p> <p>国富、住吉町の用水が台風の際に内水はん濫するので、ポンプを設置して欲しい。(2件)</p>	P4 意見1) ~ 2)	<p>内水はん濫の原因は、用水路の流下能力不足により溢れる場合や排水先の河川の水位が高くなり、自然排水できなくなり用水路から流水が逆流して溢れる場合など様々です。原因や管理する施設（ポンプ設備等）の有無、土地利用の状況等を踏まえ、国、県、市が役割分担を明確にした上で、対応することとなります。</p>	
治水 - 5 百間川の整備	<p>百間川の堤防高は充分なのか。分流部の改築により今までより多くの流量が百間川に入ってくる。今の堤防で大丈夫なのか。また、分流部を改築しないと、百間川を有効に活用できないため、早急に分流部の整備を実施すべきであるが、越流頻度が上がることであるが、どのようなことになるのか。(7件)</p>	P5~6 意見5)	<p>百間川の堤防は、高さについては全区間において堤防の規格を満足していますが、百間川橋（国道250号）が架橋されている付近（両岸）は堤防の幅が不足しています。</p> <p>また、雨水や河川水の浸透に対して堤防が安全であるかどうかを点検し（平成21年3月完了）、漏水や浸透に対して安全性が不足していた区間の対策を完了しています。百間川橋付近は堤防幅が不足しているため、断面を拡大する築堤を実施します。堤防は百間川橋付近を除いて十分な安全性が確保されていることを確認しています。</p> <p>百間川では、本計画に基づく整備を行うことにより、計画高水流量である2,000m<sup>3</sup>/s（砂川合流前）に対応できるようになります。</p> <p>また、洪水が分流部を越流して百間川に流入する頻度は、過去の出水実績からみると、現状では概ね3～5年に1回です。分流部を改築（切り下げる）すると、低い流量の越流頻度が若干増加しますが、旭川本川から百間川への適正な分流が図られるとともに、分流部自体（一の荒手）も被災防止が図られます。</p>	整備計画(原案) P27

#### 4. 整備計画（原案）に関する意見概要（治水）

区 分	意 見	回 答		
		資料2-2	資料2-3	
治水 - 6 津波・耐震対策	<p>津波が心配である。百間川河口水門を津波防止に役立てて欲しい。(1件)</p> <p>3.6mの津波が襲来したら、今の堤防で大丈夫なのか。また、津波はどこまで遡上するのか。(1件)</p> <p>南海地震等、最大級の津波に対して対策をお願いしたい。(3件)</p>	P7 意見1)～3)	<p>東海・東南海・南海地震等による津波に備え、堤防、堰、樋門等の河川管理施設が旭川を遡上する津波を防御できるよう必要な対策を実施します。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策については、国の中央防災会議の検討結果等を反映し、ハード・ソフト対策を検討します。</p>	整備計画(原案) P 64
治水 - 7 既存施設の活用	<p>現在の旭川ダム・湯原ダムの能力では、2,000m<sup>3</sup>/sの洪水調節効果が得られないということであるが、洪水調節効果があるのであれば、河川整備計画に位置づけ、国管理とすべきではないか。</p> <p>また、旭川ダムと湯原ダムの貯水・放流を研究し、うまく管理すれば、治水・利水にかなり防災に役立つ。(5件)</p> <p>近年悪人扱いされているダムが旭川においては、もっとも効果が期待できる施策と考える。昭和47年洪水において旭川ダムがなかったことを考えると恐ろしくなる。ダムは治水に対する即効性を有することをアピールする必要がある。ダム+河道（最小限の改修）が最適と考えます。(1件)</p>	P8 意見1)～2)	<p>本計画では、河道の整備により目標としている治水安全度を確保することとしますが、基本方針を目標とし、さらなる治水安全度の向上に向けた取り組みを行います。今後、旭川水系全体の治水安全度を段階的かつ効率よく向上させる治水対策の一つとして、既設ダム（湯原ダム・旭川ダム）の有効活用、最適な管理方法について調査・検討を関係機関と連携・調整しながら進めます。</p>	整備計画(原案) P 65



## 5. 整備計画（原案）に関する意見概要（利水）

区 分	意 見	回 答		
		資料2-2	資料2-3	
利水 - 1 適正な 水利用、 正常流量 の確保	河川の水資源は、市民の生活を支えるものであり、適正な水利用を推進して欲しい。(1件)	P 9 意見1) ~ 2)	<p>流水の正常な機能の維持として、河川の流水が本来有する機能が維持されるよう、利水の現状、動植物の保護、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持などを総合的に考慮した基準から必要とする流量を設定しています。</p> <p>旭川では牧山地点において、かんがい期（6/10～9/30）：概ね26m<sup>3</sup>/s、非かんがい期（10/1～6/9）：概ね13m<sup>3</sup>/sと設定しています。</p> <p>安定的、継続的な水利用を可能にするため、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めます。</p>	整備計画(原案) P 66
	動植物の保護と景観の両立を図った水量の確保が必要である。また、良好な水質保全にもつながる。(2件)			
	水質悪化を防止するため、用水路や河口干拓地への導水量を増やして欲しい。(3件)	P 9～10 意見5)	<p>旭川の流水は、水道用水、工業用水、農業用水等に利用されています。河川流量に対する水利用率（年総流出量に対する年取水量（水利権量）の割合）は26%であり、県内の一級水系の中では高梁川に次いで高く、多くの取水が行われています。</p> <p>旭川から用水路や河口干拓地への導水量を増やすためには、水利用の合理化を図りながら関係する水利権者相互の協議等が必要と考えています。</p>	
利水 - 2 新たな 水利用・ 水資源 開発施設	水利用の多様化、温暖化現象等による河川水の変動が予測されるため、ダム等による水資源開発が必要と考える。(2件)	P 10～11 意見2)	近年、地球温暖化等による降雨量の変動などに代表される今後の水利用に大きな影響を及ぼす恐れがある現象について、その動向・研究が進められている段階です。	

## 6. 整備計画（原案）に関する意見概要（環境）

区分	意見	回答		
		資料2-2	資料2-3	
環境 - 1 河川環境 の 目標設定	自然の恵み、環境は可能な限り後世に残し大切にしたい。(1件)	P 11 意見1)	<p>本計画の3つの基本理念の一つである「水と緑のふれあい、歴史・風土と調和した景観や自然環境を保全する」ために、多様な動植物が生息・生育・繁殖する旭川の豊かな自然環境の保全を図ります。</p> <p>そのため、地域住民の憩いの場としての河川空間の形成、並びに沿川の歴史・文化的資源と調和した河川景観や、旭川が有する豊かな生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努め、地域住民の方々や関係機関と連携しつつ、川を活かした地域づくりに資する川づくりを推進します。</p>	整備計画(原案) P 2、 P 52
環境 - 2 自然環境 の保全	<p>コンクリートブロックより石や自然による多自然川づくりを実施して欲しい。(1件)</p> <p>河川敷の自然を保護して欲しい。(1件)</p> <p>小川等の整備により小魚の生活できる場所を作るべき。(1件)</p> <p>長い年月をかけて形成された現在の河川形態を変えるべきではない。(1件)</p> <p>現在の環境を悪化させることなく洪水対策をするべき。(1件)</p>	P 12～13 意見2)～6)	<p>旭川・百間川において河川整備を行う際は、河川環境に配慮しながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図り、自然環境への影響の低減に努めます。</p> <p>具体には、河道掘削の際には、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して掘削断面の形状を設定します。また、特に保全上重要な区域を改変する場合には、ワンドや緩やかな勾配の水際等を保全するなど、多自然川づくりに努めます。</p>	<p>整備計画(原案) P 52、 P 60、 P 62 <i>P 59 本文へ追記</i> 「なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して掘削高を設定します。」</p>
	<p>中洲を小動物のねぐらとして整備して欲しい。(1件)</p> <p>堤内外をつなぐ樋門に魚道を整備することは魚類等の保全に重要であり、熟考して欲しい。(1件)</p> <p>百間川において水鳥に配慮した整備を実施して欲しい。(2件)</p>	P 12～13 意見9)～11)	<p>旭川・百間川には、多様性に富んだ自然環境が各所に分布し、多様な生物の生息・生育・繁殖環境が形成されています。この良好な自然環境を保全するとともに、エコロジカルネットワークを考慮した河川整備・維持管理等を実施します。</p>	<p>P 66 本文へ追記 「各地区それぞれの特徴やエコロジカルネットワークにも配慮した河川整備を実施します。 中略 また、河川整備を実施する際には、多自然川づくりに努めるとともに、必要に応じて保全対策を検討します。」</p>

## 6. 整備計画（原案）に関する意見概要（環境）

区 分	意 見	回 答		
		資料2-2	資料2-3	
環境 - 4 河川空間 の整備	<p>百間川・旭川の河川敷はスポーツや道路用地として活用をお願いしたい。(1件)</p> <p>地域住民が水辺に近づき、水に親しむことができる施設や遊歩道、植樹、河川敷整備をお願いしたい。また、水辺を子どもの環境学習に発展させていって欲しい。(9件)</p>	P 14 ~ 15 意見1) ~ 2)	<p>河川空間の利用については、治水上及び河川管理上問題ない場所において、河川特性や地域ニーズを踏まえ、関係自治体と連携・協力しながら、利用空間の整備や自然環境の保全を実施します。</p> <p>河川敷を道路として利用することについては、治水上の支障となる恐れがあることや河川の自由使用及び環境保全上好ましくないこと、橋梁や取水施設、排水施設のように河川敷地でなければ果たしえない必然性が乏しいことから、原則として認められません。</p>	
環境 - 5 歴史・ 風土の 保全	<p>江戸時代の石堤や雁木等の歴史的遺構の保全をお願いしたい。(4件)</p> <p>ケレップ水制の説明板の設置や対岸からみえるように整備をお願いしたい。(4件)</p>	P 16 意見1) ~ 2)	<p>旭川では、石堤、雁木、ケレップ水制、分流部の一の荒手・二の荒手等、古くから治水機能等を有し、その機能を残している施設が現存しております。河川整備にあたっては、「岡山県の近代化遺産」や「史跡」に登録されている施設もあるため、関係機関との調整や専門家の意見を伺うなど、歴史・風土に配慮しつつ、必要に応じた整備を進めます。</p>	整備計画(原案) P 69

## 7. 整備計画（原案）に関する意見概要（維持管理）

区分	意見	回答	
		資料2-2	資料2-3
維持管理 - 1 河川管理 施設の 維持管理	河川管理施設全般の更新時期・耐用年数がきている。補修・延命対策が必要である。(3件)	P 17～18 意見4)	今後、河川管理施設の老朽化により、対策が必要となる施設が増加します。設置から長期間経過した河川管理施設は、巡視や点検等により状況を監視し、計画的に補修、更新を実施し、適切に管理を行います。排水機場、水門・樋門等については、長寿命化計画を作成し、効率的・効果的な維持管理に努めます。
	旭川ダムの堆砂状況、ダムの老朽化状況について教えて欲しい。(3件)	P 17～19 意見9)	旭川ダムは県が管理する多目的ダムです。堆砂状況および老朽化状況は県で把握しています。ご意見は県に情報提供します。
維持管理 - 2 河道内樹 木管理 流下断面 の確保	旭川の分流部及び百間川の樹木伐採が必要。(5件)	P 19 意見1)～5)	平成24年3月に「旭川水系維持管理計画【国管理区間】」を策定・公表しており、この中で、樹木管理計画を定め、計画的に樹木伐開を行うこととしています。樹木管理計画では旭川分流部から上流及び百間川も対象となっています。市民団体等による伐木ボランティアの協力も行われており、これらの取り組みについても積極的に支援していきます。
	河道内に樹木が繁茂し、森林のようになっている。これで良いのか。(1件)		また、洪水等により顕著な土砂堆積が生じ、河道の流下能力が著しく低下したことが確認された場合は、速やかに堆積土砂の撤去を実施します。
	河川敷の樹木について、樹木の種別や景観を考慮して伐採して欲しい。(1件)		砂防堰堤の土砂浚渫の意見については、砂防区域を管理している県に情報提供します。
	環境面を考慮した樹木伐採を実施して欲しい。(1件)		
	河川の樹木の伐採・河道掘削、砂防堰堤の土砂浚渫をお願いしたい。(5件)		
維持管理 - 3 不法係留、 不法投棄、 不法占用	プレジャーボートの係留禁止と係留船の撤去をお願いしたい。また、不法係留対策（例えばボートの登録義務付けなど）や取締りをどのように実施していくのか。(9件)	P 19～20 意見1)	不法係留対策としては、県、市、所轄の警察署、自治会等と連携を図り、啓発活動を継続するとともに、不法係留船の撤去措置、陸域保管施設等への誘導等を実施します。
	旭川下流地区の右岸の不法占用対策を実施して欲しい。(7件)	P 19～20 意見5)	河川敷の不法占用に対しては、不法行為者への指導、日常的な巡視による監視、啓発活動等の取り組みを行っています。今後も引き続き、県、市、所轄の警察署、自治会等と連携しながら、不法占用の早期解消に努めます。
			整備計画(原案) P 74

## 7. 整備計画（原案）に関する意見概要（維持管理）

区分	意見	回答		
		資料2-2	資料2-3	
維持管理 - 4 河川巡視、 河川美化 活動、 占用許可	定期的なパトロールをお願いしたい。 また、ボランティアによる川の見回りと環境保全を実施して欲しい。(5件)	P 20～21 意見1)	河川巡視は、平常時においては、定期的に実施しています。河道及び堤防などの河川管理施設、河川区域等における不法行為の監視、河川利用施設及び許可工作物の状況把握に努めるとともに、河川空間の利用状況の監視を実施しています。 出水時・出水後においては、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況などの把握に努めています。地震等の発生時及び河川に異常が発生した場合には、河川管理施設の異常発生の有無を把握するため、迅速かつ的確な施設点検を実施します。 また、ボランティアでは旭川沿川住民の方々のご協力の下で、河川整備、河川利用または河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携をさらに進め、併せて河川愛護思想の普及・啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、「岡山河川サポーター」制度に取り組んでおり、河川管理者への情報提供をお願いしています。	整備計画(原案) P 71、 P 75
維持管理 - 5 情報の共有化、 連携と 協働	ホームページ等で水位情報やCCTVカメラの情報、旭川ダムの放流情報が確認できるのか。(12件)	P 22～23 意見3)	岡山河川事務所のホームページから、CCTVカメラの映像を確認することができます。静止画が1分毎に更新されるのでほぼリアルタイムに見ることができます。 (以下アドレス参照) <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/cctvpub/pc/php/main.php">http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/cctvpub/pc/php/main.php</a> 旭川の水位・ダム等情報は、国土交通省「川の防災情報」のホームページで確認することができます。また、旭川ダムの貯水位、流入量、全放流量、貯水量、貯水率等の情報は岡山県総合防災情報システムのホームページでも確認することができます。 (以下アドレス参照) (川の防災情報) <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> (岡山県総合防災情報システム) <a href="http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/">http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/</a>	

## 7. 整備計画（原案）に関する意見概要（維持管理）

区 分	意 見	回 答	
		資料2-2	資料2-3
維持管理 - 6 水防対策, 危機管理	<p>災害避難・防災訓練に積極的な関与をお願いします。常時からポンプを動かすための訓練が必要である。(2件)</p> <p>排水機場の整備が完成するまでは、ポンプ車による援助をお願いしたい。(1件)</p>	P 24 意見2)～3)	<p>洪水時に迅速かつ的確な水防活動が実施されるよう、水防管理団体（岡山市）、関係機関と河川管理者とが水防に関する情報を交換するとともに、協力体制を強化することを目的として、毎年出水期前に「旭川水防連絡会」を開催しています。</p> <p>また、出水に対して水防上特に注意を要する重要水防箇所の周知及び水防に必要な情報は、毎年出水期前に水防管理団体を通して地元水防団へ提供しています。</p> <p>岡山河川事務所の所有する排水ポンプ車については、出水期前に運転訓練の実施と定期的な稼働確認を行っており、災害時には市と連携・調整して浸水被害の防止または軽減を図るため、可能な限り支援します。</p>

## 8. 整備計画（原案）に関する意見概要（全般）

区分	意見	回答	
		資料2-2	資料2-3
全般 - 1 関係機関との連携	<p>県、市と協議し、二重行政にならないようお願いしたい。(2件)</p> <p>河川整備計画は上位計画であり、さまざまな管理者との調整ができています。市が国の計画を踏まえた計画を策定しないと進まないのであれば、国と市が連携して、市の計画を策定する努力をして欲しい。(8件)</p>	P 25 意見1) ~ 2)	<p>本計画の実施にあたっては、県、市との連携・調整が不可欠であることから、計画策定に際しては、十分な協議を行っています。また、河川法では、本計画に対して県知事の意見を伺うこととなっています。</p>
全般 - 2 広報・意見聴取	<p>住民説明会では分かりやすい説明をお願いしたい。(4件)</p> <p>説明会の周知が不足している。新聞折込だけでなく、市を使って周知するようお願いしたい。また、資料の事前配布もお願いしたい。(7件)</p> <p>現地説明会を開催し、詳しい説明が必要である。(2件)</p>	P 26 意見1) ~ 3)	<p>地元説明会の開催にあたっては、新聞折込、岡山河川事務所ホームページ等で周知を行いました。今後は事前周知を市と連携し、徹底します。</p> <p>具体の整備を進めるにあたっては、地域住民の方々に個別箇所毎に説明・調整を行う予定です。</p>
全般 - 3 気候変動、土地利用の変化	<p>昨今、ゲリラ豪雨が多くなっている。従来どおりの対策では対応できないのではないか。(1件)</p>	P 26 ~ 27 意見1)	<p>近年の降雨特性では、全国的に小雨と多雨の変動幅が大きくなっており、大規模な洪水がいつ発生してもおかしくない状況となっておりますが、根幹的な治水施設の整備はまだ不十分であり、これを早急に進める必要があること、また地域住民の方々への啓発が必要であることは河川管理者としても認識しています。</p> <p>すでに、関係自治体により洪水ハザードマップが作成・公表されており、ハザードマップ等を活用し、自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化の取り組みを推進します。また、災害時における河川情報の監視や防災情報の迅速・的確な提供、共有化を図ります。</p>